

## 事業番号

2021 - 金融 - 20 - 0008

## 令和3年度行政事業レビューシート(金融庁)

事業名	資金業者監督のための経費			担当部局	監督局		作成責任者		
事業開始年度	平成15年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	総務課金融会社室		多賀 淳一		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	資金業法第12条の3 資金業法第24条の25 資金業法第24条の27			関係する 計画、通知等	ギャンブル等依存症対策の強化について(平成29年8月29日 ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議) ギャンブル等依存症対策推進基本計画(平成31年4月19日 閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	無登録業者(ヤミ金)の利用の未然防止、資金業を営む者の業務の適正な運営の確保及びギャンブル等依存症である者がそれ以上多重債務に陥らないよう にすることといった観点により、資金需要者等の利益の保護を図ること。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	<資金業者情報検索サービスの運用経費> 金融庁ウェブサイトにおいて、資金業法に基づき登録を受けている資金業者の登録情報を検索できるサービスを運用。  <資金業務取扱主任者登録に係る経費> 資金業務取扱主任者への登録を申請した者について、資金業法上の登録拒否要件に該当しないか審査するため、登録申請者の本籍地市区町村に対し犯歴 照会を実施。  <貸付自粛制度推進事業委託費> 浪費の習癖のある者やギャンブル等依存症である者が自らを貸付自粛対象者としてほしい旨の申告を行った場合、貸付自粛申告情報を信用情報機関に登 録し、当該信用情報機関の会員に情報共有することを日本資金業協会に委託。								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	当初予算	25	19	17	21	16			
	補正予算	-	-	-	-	-			
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
	予備費等	-	-	-	-	-			
	計	25	19	17	21	16			
	執行額	15	12	12					
執行率 (%)	60%	63%	71%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)	60%	63%	71%						
令和3-4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	諸謝金	6	6	○金融政策業務庁費(資金業務取扱主任者登録経費)については、3 年度と比較して登録更新予定者が少ないことが見込まれるため。					
	金融政策業務庁費	10	6						
	情報処理業務庁費	5	4						
	計	21	16						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	/	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3 年度	目標最終年度 - 年度
	<資金業者情報検索サービスの運用経費> 資金業者の最新の登録情報 を容易かつ迅速に確認 できる環境を整備・運用す ることにより、資金需要者 等による無登録業者(ヤミ 金)の利用について未然防 止を図る。	資金業者情報検索サービ スへのアクセス件数 (目標値は、前年実績以上 とする。)	成果実績	件	86,504	105,760	145,185	-	-
			目標値	件	58,978	86,504	105,760	145,185	-
			達成度	%	147	122	137	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	資金業者情報検索サービスへのアクセス件数								

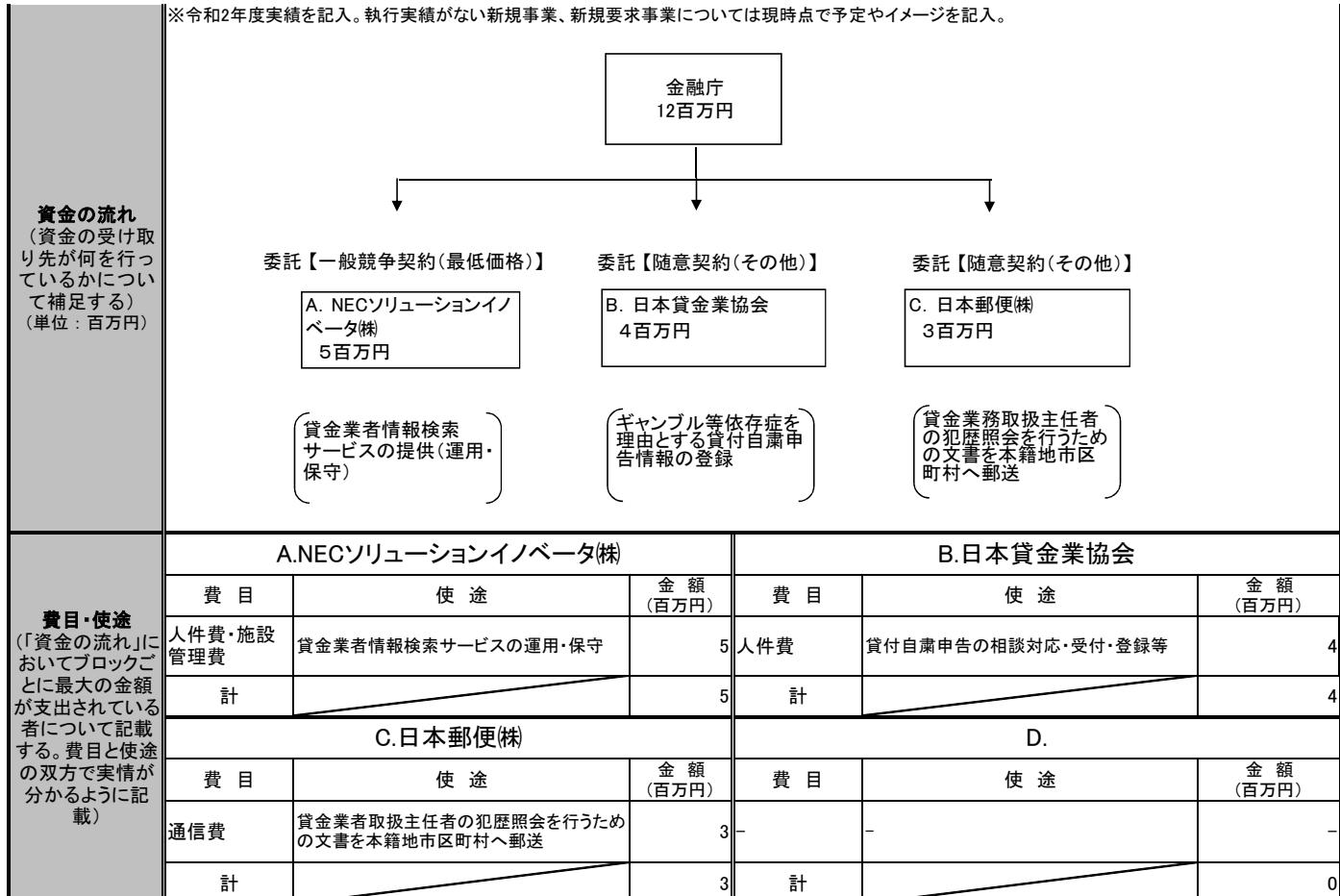


政策評価、新経済・財政再生計画との関係  政策評価  新経済・財政再生計画改革工程表  2020	政策	基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上									
	施策	施策Ⅱ-2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施									
	測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
		[主要]貸金業者における更なる態勢整備	必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、資金需要者等の利益の保護の観点から、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	2年度	資金需要者等の保護が図られるためには、貸金業者において法令等遵守態勢を含めた態勢が適切に整備されることが重要であることから、そうした態勢整備が適切に行われるよう指導・監督する。						
					施策の進捗状況(実績)						
					2年10月に監督上の重点事項(着眼点)を作成した。これらを踏まえ、貸金業者については、財務局及び自主規制機関と連携しつつ、ヒアリング等を通じて実態把握を行い、適正な態勢整備を行うよう指導・監督を行った。						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
		貸金業者情報検索サービスへのアクセス件数が前年実績以上となることは、無登録業者(ヤミ金)の利用の未然防止に寄与している効果を示すものと考えられ、本事業は資金需要者等の利益保護の観点において、重要な役割を果たしている。									
		取組事項	分野:	-							
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
-		-	成果実績	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度		%	-	-	-	-	-			
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度			
-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-			
		目標値	-	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-			
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-											
事業所管部局による点検・改善											
国費投入の必要性	項目	評価	評価に関する説明								
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	○貸金業者の最新の登録情報を一元的に提供することは、無登録業者(ヤミ金)の利用の未然防止を図り、資金需要者等の利益の保護に資するものと考える。								
			○貸金業務取扱主任者の登録に際し、法令が定める登録拒否要件に係る審査を行い、抵触した者を排除することは、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保に資するものと考える。								
			○ギャンブル等依存症である者への貸付を自粛することは、多重債務者を増やさないことに資するものと考える。								
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	○貸金業者情報検索サービスは、都道府県に委ねた場合、当該都道府県の所管業者の情報しか提供されないシステムが多数併存することになり、資金需要者等は、各都道府県それぞれに照会する必要がある。したがって、国が一元的に情報提供を行うことが適切であると考える。 なお、市町村と民間業者は、そもそも登録業者の情報を把握し得ない立場にあり、事業の実施が困難である。								
			○貸金業務取扱主任者登録に係る審査事務は、貸金業法上、国が行うものとされ、その事務は日本貸金業協会に委託できることとされているが、個人情報保護法上の機微情報に該当する犯歴については、公的機関ではない同協会が取り扱うことができないことから、国が行う必要があると考える。								
			○ギャンブル等依存症対策については、本来国の責任(経費)で行うべきものであるが、協会が運用する既存の制度を活用・拡充することにより対応していることから、その経費を負担するものである。								

事業の効率性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	○貸金業者の最新の登録情報を常時確認できる仕組みを一元的に提供することは、無登録業者(ヤミ金)の利用の未然防止に資するものであり、資金需要者等の利益の保護という政策目的達成のために必要かつ適切で、優先度は高いと考える。  ○貸金業務取扱主任者の登録拒否要件に係る審査は、貸金業法に基づくもの。犯歴照会が行えない、登録制度の運用が滞り、貸金業を営む者の適正な業務運営の確保が困難となることから、必要不可欠な事業であり、優先度は高いと考える。  ○貸付自粛制度の適切な運用を確保することは、ギャンブル等依存症である者がそれ以上多重債務に陥らないようにするため、政府が推進するギャンブル等依存症対策として必要かつ適切で、優先度は高いと考える。
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	○貸金業者情報検索サービスの運用経費については、一般競争入札により支出先を選定(入札への参加意向を示した業者が複数あったが、結果一者応札となったもの)。  ○貸金業務取扱主任者の登録審査に際し入手する必要のある犯歴情報は、個人情報保護法上の機微情報に該当するため、その通信方法としては書留郵便以外に選択肢がなく、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」(会計法29条の3第4項)に該当するため、随意契約としている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	○「ギャンブル等依存症対策の強化について」において、日本貸金業協会がギャンブル等依存症対策への対応に係る「貸付自粛対応に関する規則」を整備することとされ、これに基づき、平成30年4月から、同協会においてギャンブル等依存症等を理由とする申告を対象とした貸付自粛制度の運用を開始している。貸金業界における貸付自粛制度を運用できる者は、同協会のみであるため、随意契約としている。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	○仮に本検索サービスの利用者に直接経費の負担を求めることとした場合、本サービスの利用が低下し、無登録業者(ヤミ金)の利用の増加につながりかねず、本事業の目的である資金需要者等の利益の保護を図ることができなくなるおそれがあることから、国が運用経費を負担することが妥当と考える。  ○貸金業務取扱主任者の登録に際して行う犯歴照会の目的(登録制度の運用を通じた貸金業を営む者の適正な業務運営の確保)に照らすと、国が負担することが妥当と考える。  ○貸付自粛申告情報の登録について、ギャンブル等依存症対策は、本来国の責任(経費)で行うべきものであるところ、それを協会が提供するインフラの活用により対応していることから、その活用に係る経費について国が負担することが妥当と考える。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	○積算時において、照会先(市区町村)に照会文書をまとめて送付する場合を考慮し、主任者の登録申請予定者数に掛目を乗じて減額調整を行うなどの経費削減に努めており、単位当たりコストは妥当と考える。  ○貸付自粛申告情報の登録について、1件当たりの標準的な処理時間に人件費を乗じて積算したものであり、妥当と考える。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	○費用・使途は事業目的に即し真に必要なものに限定されている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	○貸付自粛申告情報の登録について、1件当たりの標準的な処理時間に人件費を乗じて積算したものであり、妥当と考える。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	○貸金業務取扱主任者登録制度の運用業務のうち、金融庁が直接行う必要がある犯歴照会に係る事務以外の主任者登録に関する事務は、日本貸金業協会に委託しており、コスト削減や効率化が図られていると考える。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	○成果目標の指標の一つとして、検索サービスへのアクセス件数を設定しており、概ね前年比で増加していることから適当であると考える。  ○成果目標の指標の一つとして、ギャンブル等依存症が疑われる者であり、かつギャンブル資金のための貸金業者からの借入れ経験がある者の推計に対して、登録者数の占める割合を設定しており、達成度は43%であるところ、引き続き制度周知等を積極的に行っていく必要がある。

事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低成本で実施できているか。	○ (上記のとおり)他の手段・方法等により実施した場合には、事業目的を達成することができないと考える。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△ ○貸金業者情報検索サービスの稼働率は100%であり、当初の見込みに見合ったものであると考える。 ○犯歴照会件数は、実際の登録更新者数が見込みを想定以上に下回ったため、活動実績が下回ったものと考える。一方、仮に年度内に予算不足となつた場合、貸金業務取扱主任者制度の運用に支障をきたすことから、引き続き執行実績に応じた要求に努める。 ○ギャンブル等依存症を理由とする貸付自粛申告情報の登録件数について、活動実績は当初見込みを下回ったことから、引き続き制度周知等を積極的に行っていく。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○ ○貸金業者情報検索サービスへのアクセス件数は、10万件を超えており、広く一般に活用されていると考える。 ○貸金業務取扱主任者の登録・審査事務は、滞りなく実施できていると考える。 ○貸付自粛制度の登録件数は相当数あり、ギャンブル等依存症である者がそれ以上の多重債務に陥らないようするために活用されていると考える。		
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-		
	所管府省名	事業番号	事業名	
		-	-	
点検・改善結果	点検結果  ○貸金業者情報検索サービスへのアクセス件数は堅調に伸びていること(元年度:105,760件→2年度:145,185件)、貸金業務取扱主任者の登録申請がなされた場合に、すべからく犯歴照会を行っていること、貸付自粛制度は、ギャンブル等依存症を理由とする申告に基づく信用情報機関への登録件数(900件)が相当数あり、貸金業者監督のための経費として、適切に執行されていると考える。 ○予算要求に当たっては、これまでの執行実績を踏まえ、更に積算を精緻化しつつ、不足とならないようにしていく。			
	改善の方向性  予算要求に当たっては、執行実績を踏まえ、更に積算を精緻化することで、執行率の改善を図っていく。			
外部有識者の所見				
(外部有識者点検対象外)				
行政事業レビュー推進チームの所見				
現状通り	 ○貸付自粛制度の推進に必要な経費については、これまでの執行率を鑑み、適切な予算要求を行うこと。 ○貸付自粛対象者の登録割合については、目標値から引き続き乖離しているため、本登録促進のための実効的な取組を検討すること。			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
現状通り	 ○貸付自粛制度推進事業費について、効率的な予算執行の観点から、執行実績を踏まえた予算要求に努めていく。(事業全体としては、貸金業務取扱主任者の登録について、3年度と比較して登録更新予定者が少ないことが見込まれるため、前年比4百万円の減額要求を行う。) ○また、貸付自粛対象者の登録促進については、当該事業を委託している日本貸金業協会と連携し、ギャンブル等依存症の専門医療機関等への制度の周知やギャンブル等依存症に関する相談拠点(保健所や精神保健福祉センター等)との連携といった取組を推進していく。			
備考				
貸金業者情報検索サービスのURLは、以下のとおり。 <a href="https://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/">https://www.fsa.go.jp/ordinary/kensaku/</a>				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度	7			
平成23年度	6			
平成24年度	6			
平成25年度	6			
平成26年度	6			
平成27年度	4			
平成28年度	5			
平成29年度	4			
平成30年度	6			
令和元年度	金融庁 - 0006			
令和2年度	金融庁 - 0006			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



#### 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百 万 円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	NECソリューションイノベータ株	7010601022674	金融庁ウェブサイトサーバ等の運用管理(資金業者情報検索サーバ)	5	一般競争契約(最低価格)	1	--	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百 万 円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	日本貸金業協会	5010405007114	ギャンブル等依存症である者のギャンブル等依存症を理由とする貸付自粛申告を受け付け、貸付自粛申告情報を個人信用情報機関に登録する。	4	随意契約(その他)	-	--	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百 万 円)	契 約 方 式 等	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	日本郵便株	1010001112577	資金業者取扱主任者の犯歴照会を行うための文書を本籍地市区町村へ郵送	3	随意契約(その他)	-	--	